

センター職員募集の御案内

◆募集概要

採用日	令和8年4月1日 ※既卒者については応相談	
職種	情報技術職員(経験不問)：若干人	
勤務地	大垣市	
応募資格	【新卒者】 ●大学院、大学、短大、専門学校、高等専門学校などを卒業又は卒業見込みの者で、平成12年4月2日以降に生まれた者	
	【既卒者】 ●プログラム、データベース、ネットワーク等の知識のある者 ●大学院、大学、短大、専門学校など、高等学校(準ずるものを含む)以上を卒業の者で、平成2年4月2日以降に生まれた者 ※一次募集の申込をされた方は、二次募集の試験を受けられません	
区分	一次募集 ※終了しました	二次募集
受付期間	令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで	令和7年8月1日から 令和7年9月30日まで
第1次試験	令和7年6月11日	令和7年10月9日
第2次試験	令和7年7月(詳細は第1次試験合格者に通知)	令和7年11月(詳細は第1次試験合格者に通知)
試験場所	当センター会議室	当センター会議室
合格通知	令和7年7月中旬から下旬を予定	令和7年11月中旬から下旬を予定

※詳細については、募集要項を御確認ください。当センターホームページからも入手可能

◆提出書類

- 所定の採用試験申込書(申込前6か月以内に撮影の写真を貼付のこと)
注：採用試験申込書は、下記問い合わせ先あて受付期間に直接又は電話にて請求、もしくは当センターホームページからダウンロードすること
※マイナビからの申込も可能
- 卒業(又は卒業見込)証明書(発行後6か月以内のもの)
- 成績証明書(発行後6か月以内のもの)
- 職歴がある者は、職務経歴書(A4縦、横書)
- 経済産業省情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験合格者は合格証書(写)

◆提出先

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター 総務企画部経営管理課
※郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験」と朱書すること
注：公共職業安定所発行等の採否通知書がある場合は同封すること

◆問い合わせ先

一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター 総務企画部経営管理課
☎(0584)47-6609 E-mail saiyo@gaic.or.jp



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES
ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>
〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
TEL(0584)47-6607(代) FAX(0584)47-6583



▲ホームページ



IS 80162/ISO 27001



IS 80162/JIS Q 27001

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号：(0584)47-6586

ネット&ライン Net & Line

特集

システム標準化の最新動向

新！総合窓口システム「窓口ソリューションシステム」の概要



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

裏表紙にセンター職員募集の御案内を掲載しています。

令和7年度市町村職員研修開催の御案内

センターでは、市町村職員の情報活用能力の向上を目的とした各種研修を開催します。
令和7年度の研修は、下表の日程での開催を予定しております。

研修名		定員	日数	回数	開催日	開催場所		
管理者研修		100人	半日	1回	5月23日 (実施済)	センター本局 (大垣市)		
一般研修	集合研修(共催)	ITパスポート(基礎)	20人	1日	1回	11月18日	OKB ふれあい会館 (岐阜市)	
		Word中級	各 20人	1日	2回	11月19日 20日		
		Excel中級	各 20人	1日	5回	11月21日 25日 26日 27日 28日		
		PowerPoint初級	20人	1日	1回	12月1日		
		Access初級	20人	2日	1回	12月2~3日		
	集合研修(単独)	ITパスポート(ステップアップ)	10人	1日	1回	8月22日	センター本局 (大垣市)	
		情報セキュリティ	各 10人	3時間 (半日)	2回	9月 9日 (午前・午後)		
		ネットワーク基礎	10人	1日	1回	9月10日		
		Excel使い方改革 知らないと損する仕事術	各 10人	1日	3回	9月11日		センター本局 (大垣市)
						18日		センター飛騨事務所 (高山市)
		25日	センター東濃事務所 (多治見市)					
	PowerPoint活用と プレゼンテクニック講座	10人	1日	1回	9月12日	センター本局 (大垣市)		
	現地研修	情報セキュリティ	各 10人	3時間	-	随時 (10月~2月)	各市町村	
Word中級								
Excel中級								
PowerPoint初級								

注1 集合研修(共催)は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。
注2 現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。
なお、Word中級、Excel中級及びPowerPoint初級については、時間外での開催も可能です。

**お申込み
お問い合わせ先** **ソリューション推進部 基盤整備課 教育研修担当**
TEL (0584)47-6609 FAX (0584)47-6585 E-mail: slkensyu@gaic.or.jp

CONTENTS

- 特集
システム標準化の最新動向 2
ソリューション推進部企画開発課
- 新! 総合窓口システム「窓口ソリューションシステム」の概要 6
ソリューション推進部企画開発課
- 報告
令和6年度事業報告の概要 8
- セキュリティ対策シリーズ
日常に潜む危険度チェック ~セキュアポイント49~ 10
- センターニュース 12
- 新規システム導入状況 12



県内の
名所・旧跡・風物
紹介シリーズ

~豊かな自然と歴史が息づくまち~ 川辺町



▲岐阜のグランドキャニオン

川辺町は、飛騨川の清流と四季折々の美しい山々に囲まれた自然豊かな町で、近年は気軽に登山を楽しめるスポットとして注目を集めています。川辺町で軽登山が楽しめる山は7座あり、「川辺セブンマウンテン」の総称で親しまれています。

その中でも標高272mの「遠見山」は、岩肌が露出した特徴的な地形を持つ山です。山頂近くの「見晴らし岩」からは、町と飛騨川を一望できます。その雄大な景色は「岐阜のグランドキャニオン」と呼ばれており、写真映えするスポットとして多くの登山者が訪れています。また、山頂にはかつて下麻生城があったとされ、城池などの城跡が残っており、歴史を感じながら登山を楽しむこともできます。さらに、落差20mの「南天の滝」を見ることが出来るのも遠見山ならではの魅力です。

川辺町は、登山用地図アプリを提供する「(株)YAMAP」との連携により安全登山への取り組みも強化しており、安心して山歩きを楽しめます。絶景と豊かな自然、歴史が息づく川辺町へぜひお越しください。



▲南天の滝

システム標準化の最新動向

ソリューション推進部企画開発課

1 はじめに

当センターでは、自治体情報システムの標準化・共通化(以下「システム標準化」という。)の対応について、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行完了を目指して作業を進めています。

本稿では、本紙春号(No.188)で紹介した「令和7年度システム標準化移行に向けた市町村等の対応」に続き、最新のシステム標準化対応の動向を取り上げます。当センターが進める移行作業の進め方に加え、文字同定に関する取り組みや条例・規則等の改正に関する最新動向等について詳しく紹介します。

2 移行スケジュールの概要

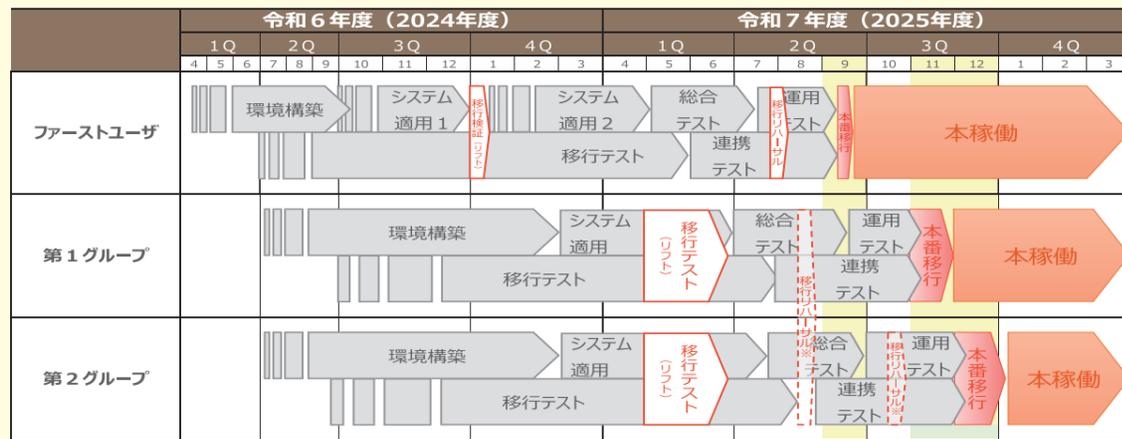
当センターでは、令和6年度に実施した構築業務の実績を踏まえ、図表1のとおり移行スケジュールを最新化しました。

当初、ファーストユーザ(1団体)の本稼働を令和7年7月に予定していましたが、標準仕様書の改定や定額減税を含む大規模法改正に伴い、追加対応が必要となりました。そのため、標準

準拠システムパッケージの開発・リリース時期が見直され、当センターにおけるファーストユーザの本稼働を令和7年9月に変更しました。

また、その他の団体(37団体)の本稼働時期についても調整し、令和7年11月から令和8年1月にかけて順次実施する予定です。

図表1 最新の移行スケジュール



※移行リハーサルの実施グループ及び実施時期は調整中のため変更となる場合があります。

3 移行作業の進め方

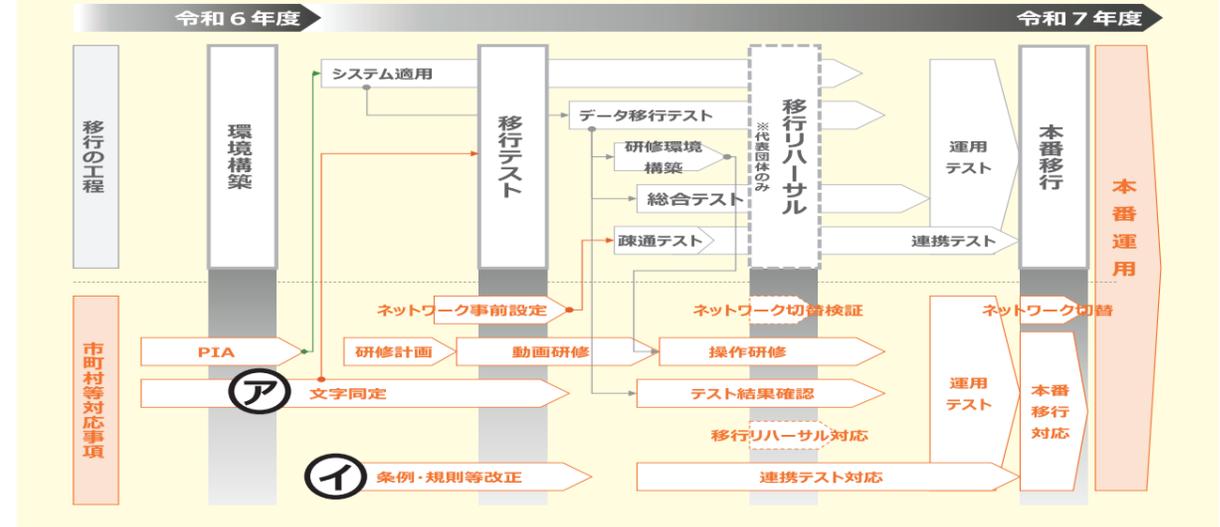
当センターでは、システム標準化対応における環境構築から本番移行までの作業について、図表2のとおり進める計画としています。

この移行作業の進め方として、図表2の上段「移行の工程」では、「環境構築」「移行テスト」「移行リハーサル」及び「本番移行」というマイルストーンを設定し、それに関連付けて「システム適用」から「運用テスト」までの作業を実施します。

また、図表2の下段「市町村等対応事項」では、市町村等が主体的に実施する必要がある工程を、「移行の工程」と関連付けながら、「PIA(特定個人情報保護評価)」から「本番移行対応」まで順次進めることを想定しています。

これらの工程(図表2)の中から、「ア文字同定」及び「イ条例・規則等改正」に関する最新動向や留意点について、詳しく説明します。

図表2 移行作業の進め方のイメージ



ア 文字同定のポイント

●当センター提供システムで使用する文字フォント

システム標準化の移行後、当センターの提供するシステムが使用する文字フォントは、図表3のとおりです。

標準準拠システムとして移行するシステムのうち、No.1「総合行政情報システム(新)」及びNo.2「健康管理システム(新)」は、行政事務標準文字に対応します。

前者はデジタル庁が提供する「行政事務標準当用明朝フォント(IVS対応版)」を、後者は「行政事務標準当用明朝フォントと同等の独自フォント」を使用します。

また、No.3「介護保険(広域対応版)システム」については、経過措置を適用し、当面は、現行システムで使用しているMS明朝フォントを継続利用する予定です。

図表3 当センター提供システムが使用する文字フォント

No.	システム名	標準化分類	使用する文字フォント
1	総合行政情報システム(新)	標準準拠	行政事務標準当用明朝フォント(IVS対応版)
2	健康管理システム(新)	標準準拠	行政事務標準当用明朝フォントと同等の独自フォント
3	介護保険(広域対応版)システム	標準準拠	(現行と同じ) MS明朝フォント ※センター提供外字利用
4	総合行政情報システム(現行)	標準化対象外	(現行と同じ) MS明朝フォント ※センター提供外字利用

●文字同定方法

当センターでは、現行システムで使用している外字を含むすべての文字を行政事務標準文字に同定して、標準準拠システムへのデータ移行や標準化後のデータ連携において利用する変換マップ(文字コード変換テーブル)を作成します。(図表4)

文字同定の方法については、デジタル庁が公表している「文字同定手順書[第1.1版](2024/10)」に則って実施をします。

具体的には、図表5のとおり、**①字形差なく同定**することを原則としています。ただし、同定が困難な文字や、改製不適合戸籍(戸籍の電子化時に氏名の文字が適合せず、引き続き紙で管理されている戸籍)に使用されている一部の文字

については、**②字形差を許容した包摂同定**や**③代替記号へ置換**を行い、標準準拠システムへの移行時にすべての文字を行政事務標準文字に割り当てる計画です。

図表4 文字同定と変換マップ作成イメージ

変換マップ(現行文字→行政事務標準文字)
現行文字 睿 E000 → 行政事務標準文字 睿 GJ004045
現行文字 錡 E001 → 行政事務標準文字 錡 GJ008428
現行文字 鉤 E003 → 行政事務標準文字 鉤 MJ026799
現行文字 澗 E007 → 行政事務標準文字 澗 MJ002180

図表5 文字同定の方法



●データ連携用文字変換マップの作成

標準準拠システムと外部システムの連携においては、外部システムの仕様に合わせて、標準準拠システム側で文字変換を行う必要があります。

そのため、データ移行に必要な「現行文字⇒行政事務標準文字」の文字変換マップに加え、外部システム向けの変換マップも作成する必要があります。

当センターが準備するデータ連携用の文字変換マップの種類については、図表6のとおりです。

この表のNo.1とNo.2の文字変換マップは、いずれも「行政事務標準文字⇔住基統一文字」の変換に利用します。ただし、No.2の文字変換マップは、残存外字(住基ネット統一文字コードに同定できず外字として残った文字)を後期高齢者医療広域連合が管理しているため、No.1とは異なる変換マップとなります。

また、No.3「行政事務標準文字⇒JIS X 0213:2012」の変換マップは、番号制度の中間サーバー向け副本データの連携に利用します。

図表6 データ連携用文字変換マップの種類

No.	変換元	方向	変換先	主な使用箇所
1	行政事務標準文字	双方向	住基統一文字	●住基ネットシステムへの連携 ●裁判員・検察審査会候補者連携 ●出入国管理庁通知連携
2		双方向	住基統一文字	●後期高齢者医療広域連合用の連携
3		一方方向	JIS X 0213:2012	●自治体中間サーバー(番号制度)への連携

●文字入力における留意点

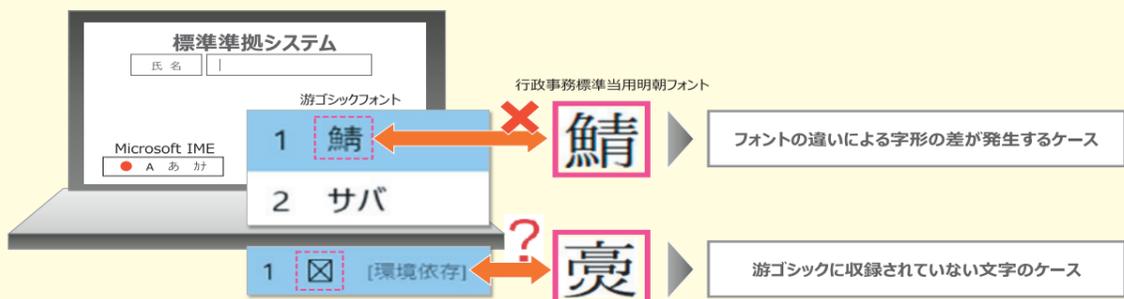
標準準拠システムにおける文字入力には、いくつか留意すべき点があります。

Windows標準の文字入力を支援するソフトウェアは「Microsoft IME」ですが、氏名などの文字を入力する際、変換候補は「游ゴシック」フォントで表示されます。しかし、標準準拠システム

では、行政事務標準文字に対応したフォント(行政事務標準当用明朝フォントなど)を使用するため、正しく文字を入力できないケースが発生します。(図表7)

そのため、当センターでは、行政事務標準当用明朝フォントに適応する独自IMEの導入を検討しています。

図表7 正しく文字を入力することができないケース



① 条例・規則等改正のポイント

市町村等の業務担当者は、標準準拠システムへの移行に向け、標準仕様で規定されている運用フローや標準準拠システムの帳票様式を確認し、議会日程を勘案しながら、適宜、条例・規

則等の改正を行う必要があります。条例・規則等の改正が必要になるかもしれない具体的な2つの事例を説明します。

●事例1：電子公印のサイズ等の確認

総務省が公表している住民記録システム標準仕様書【第6.0版】(令和7年1月31日)では、実装必須機能として「電子公印は最大25mm角の黒色」が定められています。また、実装不可機能(実装してはいけない機能)として「支所・出張所の専用公印を持つこと」も定められています。

税務システム標準仕様書【第4.1版】(令和7年3月31日)の「税務共通」の機能要件では、「電子公印の取扱いは住民記録システム標準仕様書に準じる」とされています。

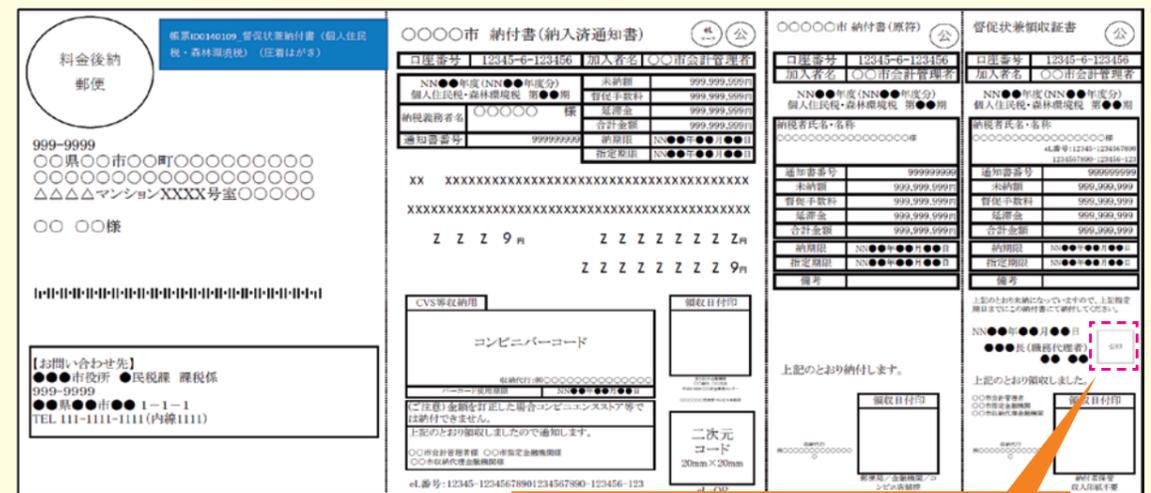
そのため、電子公印の大きさが25mmを超える場合や、支所・出張所で専用公印を使用している場合は、公印の変更、運用方法の見直し及び条例・規則等の改正が必要となります。

●事例2：電子公印の縮小に関する規定

税務システム標準仕様書【第4.1版】(令和7年3月31日)では、「督促状(圧着はがき)」の帳票様式が図表8のとおり定義されています。この帳票様式では、電子公印を印刷するエリアが限られているため、公印を縮小して印刷する必要があります。

そのため、現行の条例・規則等で電子公印の縮小に関する規定がない場合は、縮小印刷が可能となるよう改定する必要があります。

図表8 督促状(圧着はがき)様式と電子公印の印刷イメージ



公印の印刷エリアが小さく、縮小が必要です。

※税務システム標準仕様書【第4.1版】の「009006_10_帳票レイアウト_014収納管理.xlsx」の「督促状兼納付書(個人住民税・森林環境税)(圧着はがき)」シートから抜粋

4 おわりに

今後、標準準拠システムの本稼働に向け、市町村等との連携を一層強化するとともに、今回紹介しました行政事務標準文字の適用や条例・規則等の改正などの実務への影響を考慮し、適切かつ迅速に対応を行っていかねばなりません。当センターでは、様々な課題に対し、当センターシステム導入団体との情報共有を密にしながら、円滑な移行と効率的な運用を実現したいと考えています。

新！総合窓口システム 「窓口ソリューションシステム」の概要

ソリューション推進部企画開発課

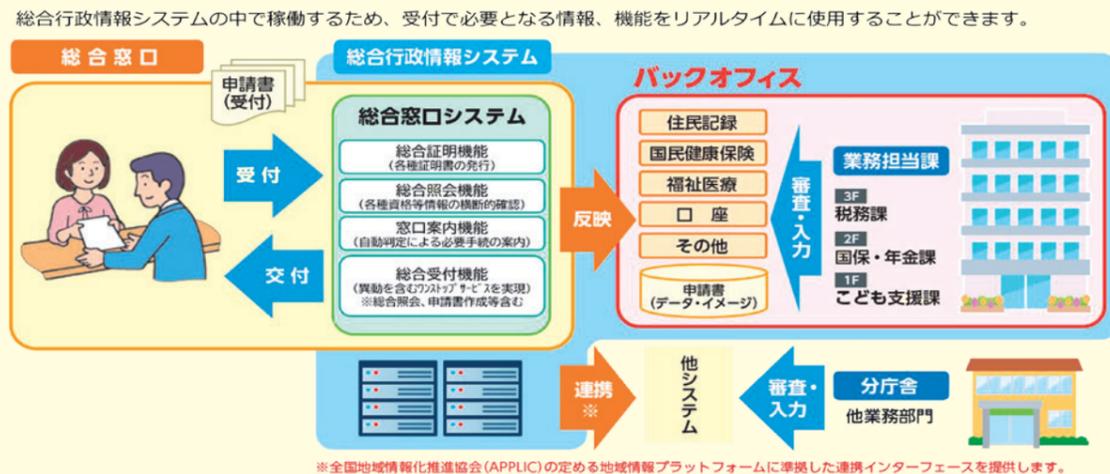
1 はじめに

現在、当センターでは、市町村の総合窓口における住民サービスの向上と業務効率化を実現するため、「総合窓口システム」を開発・提供しています。このシステムは、オールインワンパッケージである総合行政情報システムの強みを活かし、導入団体ごとの個別要件を取り込みながら、岐阜県標準のシステムとしてサービスを提供してきました。(図表1)

国が推進する自治体情報システム標準化・共通化(以下「システム標準化」という。)においては、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行が求められています。この移行に伴い、当センターでは「総合窓口システム」を刷新し、新たに「窓口ソリューションシステム」として提供いたします。

本稿では、システム標準化に伴いリニューアルした「窓口ソリューションシステム」について紹介します。

図表1 現在の「総合窓口システム」のイメージ



2 背景・経過

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、システム標準化を推進するための必要事項が定められ、住民基本台帳や税務など、20業務が標準化の対象とされています。各業務の制度所管省庁では、国が定める基準に基づく機能等を「標準仕様書」として取りまとめ、地方公共団体には、この標準仕様に適合した「標準準拠システム」への移行が求められています。

「総合窓口システム」の位置づけについては、住民記録システム標準仕様書【第6.0版】(令和7年1月31日)の第3章(2)「対象分野」において、「いわゆる『総合窓口』機能と考えられるものについては、本仕様書の対象外とする。」と記載され

ています。また、閣議決定によって定められた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「独自施策システム」として位置づけられ、標準準拠システムとは疎結合する形での構築が求められています。

こうした仕様や方針を踏まえ、当センターではシステム標準化に伴い「総合窓口システム」をリニューアルし、新たに「窓口ソリューションシステム」として構築することにしました。

本システムは「関連システム^{*1}」としてガバメントクラウド上でサービス提供を行うことにしています。

^{*1} 標準準拠システムと業務データの連携等を行うシステムのほか、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムのこと。

3 システムの全体像

「窓口ソリューションシステム」は、市町村における住民手続きの受付業務を包括的に支援するシステムとして構築します。

現在提供している「総合窓口システム」の「総合照会」機能、「窓口案内」機能、「総合受付(申請書作成機能を含む)」機能に加え、マイナポータルを通じて行われる電子申請等の情報を管理する「申請管理」機能を新たに組み込みます。(図表2)

「申請管理」機能は、標準準拠システムとして構築し、その他の機能については、各市町村の導入要望に応じた「個別オプション」としてガバメントクラウド上で提供します。

また、現行の「総合証明」機能については、窓口ソリューションシステムから切り離し、「総合証明システム」として独立した形でガバメントクラウド上に構築します。

図表2 「窓口ソリューションシステム」のイメージ



4 システムの特長

「窓口ソリューションシステム」の特長として、次の5つが挙げられます。

① シームレスな情報連携

図表2のとおり、標準化対象業務である住民記録や国民健康保険などのシステムに加え、福祉医療や水道料金などの標準化対象外となった業務システムともスムーズにデータ連携を行います。

② 最新情報参照による適切な判定

当センターが提供する総合行政情報システムで稼働している業務データは、常に最新情報で参照できるため、窓口案内などの業務において適切な判断が可能です。

③ 行政事務標準文字の利用

デジタル庁が提供する行政事務標準文字を使用し、申請書等に正確な氏名が表記できます。

④ 申請書様式の容易なメンテナンス

申請書様式のイメージをシステムにアップロードし、印字項目の設定が市町村で可能なため、各業務に合わせた柔軟な運用が可能です。

⑤ 他システムとの柔軟な連携

今後の対応として、窓口ソリューションシステムの機能を補完する「窓口DXaaS」などの他システムとの連携を、標準仕様に準拠した形で進める予定です。

5 おわりに

窓口ソリューションシステムと他システムとの連携については、システム標準化の今後の動向や、デジタル庁が整備予定の「公共サービスメッシュ^{*2}」を踏まえ、国が進める共通的な対応と二重投資を避けながら慎重に進めていく予定です。

システム標準化の移行完了後、住民サービス向上に向けた「窓口ソリューションシステム」の導入を御検討いただければ幸いです。

^{*2} 行政が持つデータの活用・連携を迅速にするための情報連携基盤。デジタル庁が整備予定。

令和6年度事業報告の概要

令和6年度は、標準準拠システムへの移行に向けて、システム開発、クラウド環境の構築等を進めるとともに、現行の総合行政情報システムにおける、氏名の振り仮名法制化の対応、児童手当の抜本的拡充への対応、森林環境税の創設対応、定額減税の対応等の法制度改正対応などを行いました。

1 共同調査研究事業

(1) 県、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)等との連携
情報システム標準化における国の検討状況の情報収集、他ベンダとの情報交換、全国の広域団体との情報交換等を行いました。
また、エルタックス等の全国システムについて、各システムの運営機関を通じた情報収集を行いました。

(2) 市町村情報化研究会

ア 市町村情報化研究会

12月に開催し、情報システムの標準化の最新動向、自治体における生成AIの活用等をテーマに説明・意見聴取を行いました。

イ 専門部会

例年開催している法制度改正対応、業務運用上の課題等に加え、情報システム標準化の対応をテーマに、業務別の専門部会・説明会を開催しました。

(3) 自治体DXに関する調査研究

J-LISの主催する「地方自治情報化推進フェア2024」に参加し、生成AI等について重点的に調査を行い、市町村情報化研究会で生成AIの活用における動向、課題及び対応策、先進事例等の説明を行いました。

2 共同開発事業

(1) 先進モデル事業

ア 新たな情報技術の活用等によるサービスへの対応

市町村の庁内DXについて、導入が進んでいる電子契約のサービス内容等について調査を行いました。

イ 総合窓口システムの移行

標準準拠システムの開発と合わせて、令和7年度にガバメントクラウドで動作する新たな窓口ソリューションとして提供できるよう、開発作業を進めました。

ウ コンビニ交付サービス

令和6年度に導入を予定した4団体について、12月から2月にかけて順次本稼働を行いました。

また、住民票の写し等への氏名の振り仮名の記載対応について、システム改修等を行いました。

エ マイナポータル・びったりサービスへの対応

マイナポータルからの申請データを取り込むための申請管理システムについて、未導入団体は標準準拠システムへの移行に合わせて導入することとして準備を行いました。

(2) 自治体DX関連サービスの企画・設計

県の「ぎふDXアドバイザー」に引き続き就任するなど、県との連携を図り、県内市町村等のDX推進に関する取組を行いました。

3 情報化支援事業

(1) マーケティング

情報システム標準化、ガバメントクラウド等について、全国のベンダにおける対応状況等の情報収集を行いました。

(2) コンサルティング

ア デジタル戦略合同コンサルティング

市町村における情報セキュリティの強化、番号制度対応等に加え、DX全般を支援する合同コンサルティングについて、8団体の参加を得て、集合研修会・個別相談会等を開催しました。

イ 情報化支援

市町村情報化研究会、専門部会等を通じた各種情報提供に加え、情報システム標準化に関する全般的な対応等の説明会を行いました。

4 システム構築・開発事業

(1) 標準準拠システムへの移行対応

ア インフラ環境の整備

ガバメントクラウド等の環境構築、移行テスト、ネットワーク回線の整備等を行いました。

イ 標準準拠システムの開発

標準仕様書に基づく各業務システムについて、パッケージ開発元との共同開発等による開発・検証作業を行いました。

ウ 標準準拠システムへの移行

各団体と調整の上で、ファーストユーザを令和7年9月に、残る団体を11月及び12月に移行することとしました。

また、現行システムと標準準拠システムとの文字同定作業、現行システムのデータ補正(クレンジング)作業等を行いました。

(2) 総合行政情報システムの機能拡充

令和4年度から進めている水道料金検針システムのスマートデバイスへの移行について、令和6年度は8団体の移行作業を行いました。

(3) 業務システムの開発・改修

ア 氏名の振り仮名法制化に伴う対応

5月に公開されたシステム改造仕様書を基に、システム改修を行い、3月に提供しました。

イ 児童手当の抜本的拡充への対応

支給対象の拡大、支払回数の見直し等の対応について、児童手当システム及び職員児童手当システムを改修し、9月までに提供しました。

ウ 森林環境税の創設対応

住民税の当初賦課、課税状況調等に関するシステム改修を行い、7月までに提供しました。

エ 定額減税の対応

住民税の当初賦課に合わせて改修システムを5月に提供

するとともに、人事給与システムについて、改修システムを11月までに提供しました。

オ 被保険者証の廃止に伴う対応

専門部会においてシステム改修内容等の説明を行うとともに、12月の被保険者証廃止に向け、11月に改修システムを提供しました。

カ 医療保険の加入者情報通知対応

加入者情報の通知に必要な保険証一括作成処理等の改修を行い、6月に受託処理を行いました。

キ 臨時特別給付金等への対応

国の臨時給付金事業等について、物価高騰対応重点支援給付金等の各種給付金に対応するシステム提供を行いました。

ク 介護保険制度対応

介護保険料の算定等における年金収入等の基準額の見直しに対応するシステム改修を行い、3月に提供しました。

5 システム運用管理事業

次の各システムについて導入団体への休日におけるシステム稼働のサポートを含む運用支援を行いました。

また、現行のクラウドサービスの運用環境をガバメントクラウドと同一のクラウドサービスに移行することとして、運用環境の構築作業を行いました。

(1) クラウドサービス

- ・フロントオフィスシステム(コンビニ交付等)
- ・総合行政情報システム
- ・住民基本台帳ネットワークシステム
- ・健康管理・介護保険システム

(2) 業務支援サービス

- ・住民税申告受付支援システム 等

(3) 内部管理システム

- ・文書管理システム

(4) アウトソーシングサービス

- ・市町村業務及び県業務

(5) トータルアウトソーシングサービス

- ・人事、給与、共済、健康診断等

6 普及広報事業

(1) 広報誌「Net&Line」の発行

広報誌(No184~187)の発行を行うとともに、ホームページに掲載しました。

(2) 普及活動

各団体への定期訪問等により、標準準拠システムへの移行に関する情報交換等を行いました。

7 ネットワーク構築・監理事業

市町村における端末・プリンタ等の更新に対する検証作業のサポート等を行うとともに、ガバメントクラウド接続に関する説明会等を行いました。

8 ITサポートサービス事業

(1) 地域サポートサービス

市町村からの依頼・要望事項等に対して、インシデント管理ツールの活用等により確実なサポートに取り組むとともに、事務所機能を活用した現地サポートを含む運用支援を行いました。

(2) 情報安全管理

ア クラウドサービス

堅固なデータセンターを活用し、職員による早朝稼働確認を行うなど、クラウドサービスの安定稼働に努めました。

イ ハウジングサービス

データセンターによるハウジングサービスを提供しました。

ウ バックアップサービス

事務所機能を活用した市町村データのバックアップサービスを提供しました。

エ 災害時における被災者支援システムの提供

各事務所に、被災者支援システムの環境を構築した耐衝撃性パソコンを配備して、大規模災害に備えました。

9 教育研修事業

(公財)岐阜県市町村振興協会市町村研修センターとの共催を含む集合研修及び市町村からの依頼を受けて実施する現地研修について、12コースの研修を開催しました。

10 評価・監査事業

(1) 情報システム監査支援

国保連合会におけるシステム改修、機器調達等に関する助言型の監査を行いました。

(2) 情報セキュリティ監査支援

市町村からの依頼に基づく情報セキュリティ研修への講師派遣について、資料提供及びリモートでの対応を行いました。

また、1団体から情報セキュリティ外部監査を受託し、11月に監査を実施しました。

11 事業推進体制整備事業

(1) 組織機能強化

ア 開発・運用体制の強化

標準準拠システムへの移行に当たり効率的に作業を進められるよう、組織体制の見直し、外部委託等による体制整備を行いました。

イ 人材の育成と技術力の向上

市町村研修センターの研修、外部機関の技術研修等の受講に加え、ガバメントクラウドの運用管理に必要な技術等の習得について、クラウド事業者の認定資格の取得等を行いました。

ウ 市町村への定期訪問

各団体への定期訪問、情報主管部門長会議の開催(2回)等により、市町村とのコミュニケーションの強化に努めました。

エ 品質管理の強化

品質管理委員会の開催、品質管理研修、内部監査等の品質活動に加え、業務担当・製品検査担当による成果物の点検の実施、業務システム標準化の推進等により、提供サービスの品質向上を図りました。

(2) セキュリティ対策

情報セキュリティ推進委員会の開催、内部監査、セキュリティ研修の実施等、ISMSに継続して取り組むとともに、技術的対策等によるセキュリティの維持・向上に努めました。

(3) 事業継続計画の維持改善

個別事業継続試験について、システム障害等に対する手順の検証を含む試験を各部門で実施するとともに、要員の安全確保を図るため、避難訓練、安否確認訓練等を行いました。

注：この事業報告は、概要としてとりまとめております。
当センターのホームページで全体を御覧いただくことができます。

セキュリティ対策シリーズ

日常に潜む危険度チェック ～セキュアポイント49～

注目すべきサイバー攻撃の動向

国際情勢の変化や技術の進展等により、サイバー攻撃の目的や手法にも変化が見られます。最近の注目すべきサイバー攻撃の動向を紹介し、求められる対策を考察します。

1 地政学的リスクに起因するサイバー攻撃

IPA(情報処理推進機構)が毎年発表する「情報セキュリティ10大脅威」の2025年版「組織」向け脅威では、第7位に「地政学的リスクに起因するサイバー攻撃」が初めて選出されました。

これは、国家等により行われるサイバー攻撃で、政治的に対立する周辺国に対して、社会的な混乱を引き起こすことが目的とされています。嫌がらせや報復のためのサイバー攻撃に加え、周辺国の機密情報の窃取を目的とした攻撃や外貨獲得を目的とした攻撃が行われることがあります。

令和6年10月には、日本の自治体や交通機関等のWebサイトに対し、ロシアを支持するハッカー集団によるサイバー攻撃が行われ、Webサイトが閲覧できなくなるなどの被害が発生しました。

■ 攻撃手法の例

◆ネットワークを介した攻撃

標的となるシステムに大量のデータを送り付け、システムが提供するサービスを停止させる**DDoS攻撃(分散型サービス不能攻撃)**、標的となる組織のネットワークとインターネットの境界に設置されたセキュリティ製品を攻撃し、組織のネットワークに不正侵入する**ネットワーク貫通型攻撃**といったネットワークを介した攻撃が行われます。

◆人の心理や不注意につけこんだ攻撃

標的となる組織や個人に対して、SNS等を用いた接触により機密情報を詐取る**ソーシャルエンジニアリング**、ソーシャルエンジニアリング等で収集した情報を元にメール等を送信し、添付ファイルを実行させたり本文に記載したURLをクリックさせたりして認証情報や機密

情報セキュリティ10大脅威2025「組織」向け脅威

順位	脅威
1	ランサム攻撃による被害
2	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃
3	システムの脆弱性を突いた攻撃
4	内部不正による情報漏えい等
5	機密情報等を狙った標的型攻撃
6	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃
7	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃 [2025年初選出]
8	分散型サービス妨害攻撃(DDoS攻撃)
9	ビジネスメール詐欺
10	不注意による情報漏えい等

データを窃取する**スパイフィッシング**といった人の心理や不注意につけこんだ攻撃が行われます。

◆Living Off The Land戦術(LotL、システム内寄生戦術)

新たな手法として、マルウェアを用いないLiving Off The Land戦術と呼ばれる攻撃が確認されています。これは、標的とする環境に存在する機能(OSが標準で搭載する管理ツール、コマンド等)を悪用して攻撃するもので、検知が困難であるため、攻撃者が長期間潜伏し、情報収集等の活動を継続することが可能です。この潜伏期間に、別の機器に潜伏範囲を広げ、多くの機器を乗っ取った後、一斉にランサムウェアの暗号化処理を実行し、より大きな被害を与えることもあります。

2 安易な動機によるサイバー攻撃

ストレス発散や注目を浴びたいといった安易な動機によるサイバー攻撃事例が報告されています。このような動機の場合、攻撃対象はどこでもよく、組織の規模や業種に関係なく狙われる可能性があります。

これらのサイバー攻撃事例の背景には、攻撃を実行するハードルが低くなっていることが考えられます。例えば、安価に利用可能な攻撃代行サービスが提供されていることや生成AIを使用して攻撃プログラムが作成可能であることは、資金や技術がなくても、サイバー攻撃が実行できることを示唆しています。

■ 攻撃事例

◆ストレス発散のために 代行業者を使ってサーバーを攻撃

ストレス発散を目的に攻撃代行業者を使って企業のサーバーを攻撃し、当該企業のWebサイトを約1時間半にわたり閲覧不能にしたことで、令和6年8月、容疑者の男が電子計算機損壊等業務妨害の疑いで逮捕される事件がありました。

この事件では、海外の攻撃代行サービスが利用されていましたが、攻撃の規模等により提供される複数のサービスプランの中で、月額1,000円程度のプランを契約し攻撃が行われました。



◆注目を浴びるために 生成AIを使いプログラムを作成して違法行為

3人の中高生が、携帯電話回線を不正に契約し転売したことで、令和7年2月、不正アクセス禁止法違反と電子計算機使用詐欺容疑で逮捕される事件がありました。

この事件では、購入した大量の認証情報を使って携帯電話回線の契約が行われましたが、契約サイトへのログイン操作等を行うプログラム作成において、処理を効率化する改良に生成AIが使用されていました。

逮捕された中高生は、動機として「SNSに高度な犯罪手口を投稿し、注目を浴びたかった。」などと供述しています。

3 求められる対策 ～対策の基本を継続的に行うことが重要～

紹介したサイバー攻撃の事例は、攻撃が行われる背景や攻撃の目的の変化であり、攻撃対象への直接的な手法は、従来からの手法の延長線上にあると言えます。

サイバー攻撃にはさまざまな手法がありますが、「攻撃の糸口」は似通っています。IPAでは、「攻撃の糸口」を5つに分類し、それらへの対策を「情報セキュリティ対策の基本」として公開しています。

日頃から「情報セキュリティ対策の基本」を意識して継続的に対策を行うことで、被害を受ける可能性が低減できると考えられています。

情報セキュリティ対策の基本

攻撃の糸口	対策	目的
ソフトウェアの脆弱性	ソフトウェアの更新	脆弱性を解消して脆弱性を悪用した攻撃によるリスクを低減する
マルウェア感染	セキュリティソフトの利用	攻撃を検知してブロックする
パスワード窃取	パスワードの管理・認証の強化	パスワード窃取による情報漏えい等のリスクを低減する
設定不備	設定の見直し	誤った設定を悪用した攻撃をされないようにする
誘導(罠にはめる)	脅威・手口を知る	手口から重視すべき対策を理解する

出典：IPA(情報処理推進機構)「情報セキュリティ10大脅威 2025」等を参考に作成